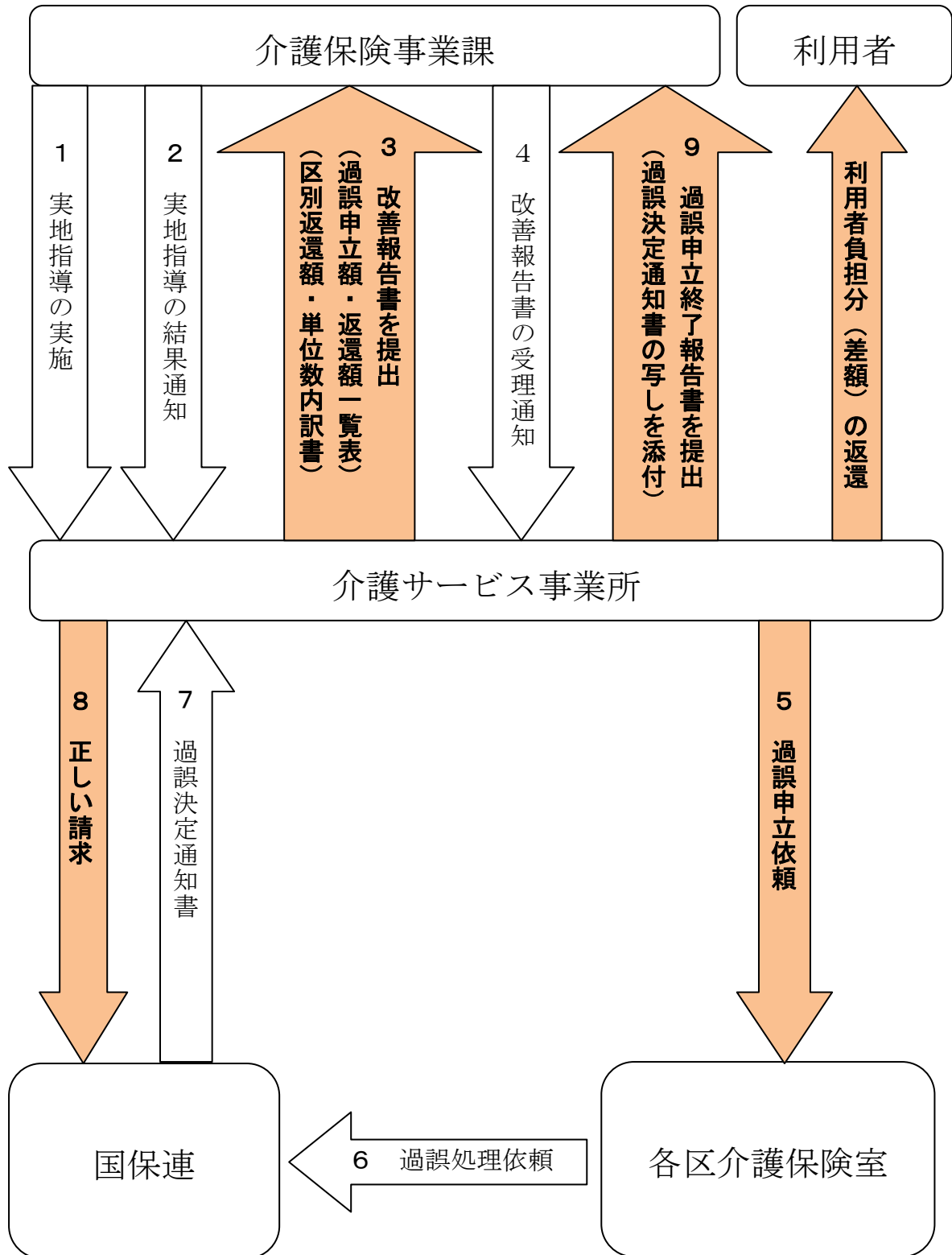


実地指導に伴う書類提出の流れ



- ◆ 太字の色つき矢印の部分を実業所で行って下さい。
- ◆ 過誤申立がない場合には、「4 改善報告書の受理通知」が届いたら終了です。
- ◆ 過誤申立がある場合には、「4 改善報告書の受理通知」が届いたのち、該当区の介護保険室にすみやかに申立手続きを行って下さい
- ◆ 過誤申立手続きが終了しましたら、国保連から送付される過誤決定通知書の写しを添付して、過誤申立終了報告書を介護保険事業課に提出して下さい。
- ◆ 内容について確認が必要な場合には、連絡させていただくことがあります。

過誤申立にあたっての注意事項

既に支払を受けた介護給付費を取り下げし、請求する前の状態に戻すことを「過誤」と言います。

一旦支払われた給付費は、過誤(取下げ)処理を行った翌月の支払から取下げ分の金額を相殺することで返還されることになります。

介護保険では、誤りのある金額の一部分だけを取り下げることにはできませんので、支払決定されている請求明細書の請求額を全額取り下げることになります。

取り下げとなる金額が支払金額を上回る場合等、過誤申立金額が高額になる場合には、事前に介護保険事業課にご相談ください。

過誤申立額・返還額一覧表の記載について

「金額」は、単位数に地域単価を乗じた9割、8割又は7割相当分(1円未満切り捨て)を記入してください。

居宅介護支援は、単位数に単価を乗じた10割相当分になります。